

速記録

平成27年度 淀川水系流域委員会 地域委員会(第2回)

日 時 平成27年12月22日(火)

午後 3時00分 開会

午後 5時04分 閉会

場 所 近畿地方整備局 第1別館3階 304供用会議室

[午後 3時00分 開会]

1. 開会

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 矢野）

定刻になりましたので、これより平成27年度淀川水系流域委員会地域委員会（第2回）を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます、近畿地方整備局河川計画課の矢野です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の出席委員ですが、本日まで松岡委員と小川委員がお見えになっておりませんが、出席ということで聞いております。全委員12名のうち、5人お見えになっておりませんが、定足数には達しておりますので、委員会として成立していることをご報告させていただきます。

審議に入ります前に、配布資料の確認、及び会議運営に当たってのお願いをさせていただきます。

まず、配布資料ですが、お手元の配布資料リストに記載しております議事次第、座席表、名簿、資料1から資料5となっております。不足資料等がございましたら事務局までお申しつけください。

続きまして、会議運営に当たってのお願いでございます。発言の記録は、会議の進行に支障を来さない範囲でお願いいたします。会議中における一般傍聴者及び報道関係者の方のご発言は認められておりませんので、ご発言はお控えください。一般傍聴者からのご意見につきましては、委員会の後半でお伺いする時間を設けております。また、近畿地方整備局のホームページや郵送でもお受けしておりますのでご活用ください。携帯電話につきましては、電源を切るかマナーモードにし、会議中の使用はお控え願います。会議の秩序を乱す行為、または妨げとなる行為は慎んでいただきますようお願いいたします。会議の進行に支障を来す行為があった場合には、傍聴をお断りしたり退室をお願いしたりする場合がありますので、あらかじめご了承ください。報道機関の方のカメラ撮りはこれまでとさせていただきます。以上、円滑な審議の推進にご協力をお願いします。

それでは、議事に移らせていただきます。中谷委員長、よろしくお願いいたします。

2. 議事

1) 「人と川のつながり」に関する追加意見・質問について

○中谷委員長

委員の皆様、ご出席ありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。お手元の議事次第のとおり進めさせていただきますので、よろしくお願いします。

前回にお話ししましたように、追加の意見等がありましたら事務局の方へということで、あとメーリングリストで紹介をしていただきました点について、資料1が配られておりますけれども、その説明からまずお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 梅田）

淀川河川事務所長の梅田でございます。よろしくお願いします。

お手元の資料ー1に基づきまして、前回11月17日の委員会以降にいただいた意見について説明をいたします。

中谷委員長から3件、それと須川委員から2件いただいております。

最初ですけれども住民参加推進プログラム関係、住民・住民団体との連携、レンジャー関係において、取りまとめの中で住民や地域の意識変化とか参画する住民の数の変化、そういったところが汲み取れるような工夫が要するというのが1点でございます。

2点目は、水防上重要な場所などで距離標と関連付けたQRコードによる情報提供を充実する必要があるというご意見です。

3点目ですけれども、河川愛護活動につきまして木津川上流と青蓮寺ダムでのゴミ回収量の地区別の分類、分析があれば示していただきたいというご意見です。

須川委員からの2点ですが、水害関係の情報提供についてポータルサイトがあるかどうか非常に重要であるということで、さらにこのポータルサイトでどのような周辺状況が把握できるか検討することということでございます。

最後ですけれども、須川委員から同じく河川レンジャーで行政と住民の双方向ということについて、その辺の検証やあるいは他地域や府県への活動を促していくという視点が重要だということです。

それでこの回答についてでございますけれども、こういったご意見の反映とか回答については、次回以降の報告書に反映させていただきたいというふうに考えておりますが、最初の一番目の意見につきましては意識とか住民の数の集計把握に努めていきたいと思っております。

2点目のQRコードにつきまして淀川管内では既に看板等で31カ所、QRコードから歴史とか自然情報を読み取れるようにしておりますけれども、こういった読み取りが現在

も可能か、QRコードが今も生きているか確認している状況です。

それと河川ゴミの分析ですけれども、これはちょっと把握できておりませんので、今後ご意見に従って対応していきたいというふうに思います。

須川委員の1点目のポータルサイトにつきましては、水害に強い地域づくり協議会のホームページの中で水害情報提供サイト等がありますが、そういったところを充実することによってポータルサイト化が可能かどうか、その辺を検討していきたいと思っています。

河川レンジャーの双方向性の検証ということ、あるいは他地域、府県への促しにつきまして、このあたりの河川レンジャー制度についての仕組みの見直しについては、代表者会議でご議論いただく内容かなと思いますので、次回のレンジャー代表者会議の中でこのご意見について、ご議論をしていただこうというふうに思っております。

それともう1点ですけれども、裏側の方です。淀川三川合流部交流拠点施設についての説明ということで、若干複雑なんですけど平成16年に淀川三川合流地域づくり検討会で各自治体等も含めた検討会が設けられまして、この検討会でまず平成19年に構想ができたということです。この構想を踏まえて、平成19年に淀川三川合流地域づくり推進協議会なるものが同じく国、自治体で設置されまして、平成21年3月に行動計画ができたということです。この行動計画の中に、国が拠点施設の整備をするということが位置付けられまして、これをもとに右の方へ行きまして緑色ですが、これを実現するために公園事業の方でさらに検討が加えられたということです。

整備局の方で平成20年8月に委員会を設置いたしまして、淀川河川公園基本計画が策定されこの中で三川合流域拠点施設の設置が位置付けられ、さらにそれを具体化するということで、今度は事務所の方で平成23年12月に公園整備計画を策定したということです。

この事業の施設整備を具体化する中で、今度は右下の方に行きますけれども、淀川三川合流拠点施設検討委員会を学識の方と自治体等で設けてご議論いただき、今年度に入りまして右の写真のようなデザイン案が固まり、これから事業に移っていくというような状況になってございます。

趣旨ですけれども、現在は国営公園の背割堤地区のサービスセンターという位置付けのもとに、地域の交流拠点となるという趣旨でこの整備を行うということになっております。

以上です。

○中谷委員長

説明ありがとうございました。表の方で5点、あと交流拠点の方についての説明をいただきました。

私が申し上げたところをお答えいただいたんですけど、例えば河川愛護活動についても、量そのものというよりは、何かこういう活動って多分、河川は直轄なり都道府県管理で分かれてるんですけど、やっぱり地元の市町にとってもその辺は関係してくると思いますし、そういうきれいにしましょうよの活動もやりつつ、また防災面の水害に強い地域づくり協議会とかがありますので、うまくつながっていくといいなあというふうには常々思っているところです。

というところで、委員の皆さん、関連して何かご意見がありましたらどうでしょうか。

○須川委員

私が出した2点についてご回答どうもありがとうございました。

意見を出して分かったんですが、国の立場というのは、実際に淀川という現場をやるということと、もう一つはガイドラインというか、こういうふうにやっていったらいいんじゃないかということを示しているという2点の側面があるのと違うかと思いました。防災も同じことですし、それから河川レンジャーという仕組みそのものも淀川流域で生まれたものだし、そういう理念というかガイドラインというか考え方がやっぱり大切で、皆さんがそういうことを実際に現場でやっておられる部分と、いい考え方だから普及していかないといけないとか、あるいはいい考えだけどまだ十分実現できていないで課題があるという部分もあると思うのです。それは特に、国の立場でやっているということが大きいと思います。環境面についても多分同じようなことを今日、またお話を伺って思うかなと思います。

2) 淀川水系河川整備計画に基づく事業等の進捗点検結果について

・河川環境（木津川）

○中谷委員長

そうしましたら、議事の2)の方に入らせていただきます。これはそれぞれポツがついてる4テーマごとに説明いただくということでよろしいですか。

まずは、木津川の河川環境から説明をお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 梅田）

淀川河川事務所長の梅田です。私の方から「河川環境」のところを説明させていただきます。資料-2をお願いします。

まとめ方は前回と同じでございます。1ページと2ページが全体の総括表になっております。右から2列目ですけれども、「該当無し」と書いておりますのが木津川に直接該当しない件です。例えば上から2行目のナカセコカワニナは宇治川関係ですとか、真ん中の方に指標自体が淀川大堰とか瀬田川洗堰とかになっているものがありますので、木津川に直接関係しないものは「該当無し」と表記しております。これについては後ろに資料は特に付けておりません。

進捗状況で「進捗なし」とあります黒字のものと、進捗があったので「有り」という赤字のものについて、後ろに資料を掲載しておりますのでそれについて説明をさせていただきます。

3ページをお開きください。まとめ方は前回と同じでございます。水色で塗っているところの部分が、26年度の木津川関係の点検した結果ということになります。下の白いところは、木津川も記述しておりますけれども他の河川についても必要な情報を入れているというまとめ方です。前回と同じです。

最初にイタセンパラですけれども、これにつきましてはイタセンパラの保全状況ということで、木津川では平成19年に確認されておりますが、それ以降確認されておられません。左下に行きまして、26年も既存のたまりにおけるタナゴ類の仔稚魚の調査は継続的に実施しております、幾つかの種が確認されているという状況です。

4ページへ行きます。オオサンショウウオの関係になりますが、木津川の上流域にあります水資源機構の保護池と、右の方に行きまして河川内の人工巣穴での取り組みが実施されております。人工巣穴の方は24年度に成体と卵が確認されておりますが、25年、26年は確認できてございません。

保護池の方ですけれども、5ページ左下でこちらで生まれた個体については水族館とか動物園に一部譲渡されたりしているような状況があります。

6ページ、外来種関係です。外来種関係につきましては河川水辺の国勢調査が5年に1回ずつ回っておりますが、26年は底生動物の調査をしたということで木津川の下流については、1種の特定外来種（カワヒバリガイ）が確認されております。右側の木津川上流については、特定外来種は確認されておられません「要注意外来生物」のアメリカザリガニが確認されております。

8ページへ行きます。外来種の駆除の関係ですが、これにつきましては26年度に取り組みがあったのは、名張市で特定外来生物法に基づく防除実施計画をアライグマとヌートリ

アを対象に制定しており、それに基づいて実施された例がございます。ヌートリアの捕獲ということで、棒グラフのように22年度から全体で54頭、26年はゼロですが捕獲されております。また、魚類の関係でいきますと左下になりますが、機構の高山ダムで外来魚のブラックバス、ブルーギルなど4,130匹の捕獲が実施されております。

次に11ページの方をお願いします。外来種の啓発関係ですけれども、木津川上流で河川レンジャーの活動の中で水生生物のワークショップ等が実施されておりますが、その中で外来種問題について説明をされた取り組みが1件、20名参加で行われております。そのときの状況の写真です。

13ページの白いところの左下ですが、木津川上流の関西電力の相楽発電所の堰のところでもコクチバスが調査で捕獲されましたので、木津川上流河川環境研究会で扱いについて指導助言を26年度にいただいております。

14ページ、景観を損ねている不法工作物、ゴミの不法投棄関係になりますが、木津川の下流におきましては河川敷に農地等がたくさんあり、小屋等建てられておりますものを写真のように是正しておりますが、右の方に行きまして現在不法耕作地は約11万㎡ございます。引き続き是正に取り組んでいる状況です。それとゴミ関係ですが、下流の方は26年度で320㎡のゴミ処分を行っております。また、15カ所に警告看板を設置しております。上流は、26年度55㎡のゴミ処分を実施している状況です。

16ページ下の方の棒グラフですが、年ごとのゴミの処理量の年度変化については、不法投棄や台風による出水などによるものが含まれるため、分類が十分にできない面がございます。

次に18ページに行きます。ここはダム貯水池の斜面裸地対策とかダム周辺構造物の景観対策ですが、木津川関係では特に進捗はありません。この情報掲載は過去の事例ということで21年度の室生ダムの事例を参考までに掲載しております。

20ページへ行きますと既設の堰・落差工の魚道設置の関係ですが、26年度は2カ所で魚類の遡上可能な対策を実施しております。そのうちの1カ所が木津川上流名張川の高岩井堰で一番右下のところに書いてある所になります。もう1カ所は猪名川筋のところ、池田床固めと書いてある所になります。ちなみに現時点で総施設が真ん中右寄りの黒囲みの箱の中になりますが、施設数95基のうち遡上可能なのは35基という状況になっております。

次に21ページへ行き、これは一つの事例になりますが24年度に地域連携で魚道改良したナルミ井堰で左下の図の⑤のところ、ここではその後モニタリング調査をして遡上関

係の確認をしてるということで、遡上も確認をいたしております。

26年度は、先ほど20ページで説明いたしました高岩井堰の例になりますが、これが22ページになります。右のところですが意見交換会を2回おこなって構造を決定しました。それにより決定した構造に基づいて改良した時の状況写真で、真ん中の左が実施前、右が実施後ということで、1日で改良したということです。関係者はレンジャーさんとかNPOさん、漁協さんとかいろいろな関係者が地域連携でワークショップを開いて取り組んだということで、そのときの状況が下のようになっています。

23ページへ行きまして左の真ん中ですが、同じようなことを今後キトラ井堰と鹿高井堰でも実施するというので、今後はそういうことを別のところでも検討しております。この2カ所については21ページのところに図がありますが、④と⑤の部分ということになります。ちなみに①、②が関西電力の相楽井堰と大河原取水堰で、ここについて現在は遡上不可能ですが、関西電力さんにいろんな働き掛けをしてる状況です。

24ページはダムフラッシュ放流ということで、これはフラッシュ放流によって藻が剥離することを期待して実施しているもので、新しい藻に更新されることによって魚類の餌場として良好な環境を創出するという目的で実施しております。

フラッシュ放流する際に、土砂還元もしながら藻類の剥離を実施しているということです。実際の実施状況ですが、右下のところ各ダムごとに、フラッシュしている最大流量と参考までに平常時の放流量が掲載されております。

そういう取り組みを26ページから、各ダムごとにこれまでの経過と置いた土砂の量とかを併せて情報として掲載しております。28ページは比奈知ダムの取り組みで、置いた土砂がフラッシュによって下流に流れたときの情報になります。写真は出水による流出状況です。

30ページからは水質関係です。水質総量規制ということで水質について現在淀川では水質汚濁防止連絡協議会が設置されていて、主に事故等によって油の流出が起こった際に連携して取り組んでいるという趣旨でやっておりますが、さらに一步踏み込んで河川に流入する総量規制、または瀬戸内海とか伊勢湾とか東京湾のような総量規制を図る「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」の設立に向けた考えがあります。それに向けて現在、都市部の猪名川と木津川上流域でテストケースとして地域レベルで取り組んでいるということで、真ん中下ぐらいのところになります。木津川上流の取り組み内容は検討会とか水質調査などの活動を実施している状況です。

なお、総量規制につきましては平成26年度の環境大臣による総量削減基本方針に基づいて各自治体が削減量を計画しております。それを参考までに真ん中下の方にCODと窒素とリンについて、自治体単位にはなりますが目標値が記載されております。これは淀川流域の状況としてまだまとまっているものではなく、あくまでも自治体エリアでということになります。

31ページは、前ページの木津川上流の水質の活動の写真でございます。

32ページです。上流の水質マップということで、31ページにあるいろいろな取り組みをする中で、平成17年から25年のBOD75%値の変化がどうなったかという水質マップを掲載しています。オレンジ・赤色が悪くなったということで、緑・青色がよくなったという色分けです。

33ページですが、水質浄化の関係になります。この取り組みは特に木津川では進捗はありませんが、琵琶湖等での実験とか他の知見を今後活用していくこととしております。

34ページですが、水質保全対策の取り組み状況ということで、ここは主に水生生物調査などの取り組み状況のまとめになります。木津川では35ページになりますが、年間で4件橋梁のところで実施して、参加者はこの表のとおりとなっております。

36ページ、ダム貯水池の水質保全対策ということで、主に浅層と深層の曝気と分画フェンスと副ダムの取り組みが木津川上流のダムで実施されておまして、その効果とか目的とするところを37ページに掲載し、説明を加えております。

38ページですが、それに加えまして26年は台風11号で各ダムから濁水放流が一部ありましたが、その状況を表に取りまとめております。濁度10以上の放流期間が各ダムでどういう状況であったかということで、各々の放流期間、日数を示しております。

それと39ページですが、曝気の効果ということの一つの事例ですが、室生ダムで浅層曝気装置を設置以降アオコが発生していないというデータを示しております。

次、42ページに行きますが土砂関係です。各ダムの堆砂状況土砂の把握ですが、赤い線が目安で、青い線が実際の堆砂量ということになります。高山ダム、青蓮寺ダム等目安堆砂量も少し堆砂が進んで6割を超えているということなど、各ダムの状況はこのグラフのとおりとなっております。

次に43ページですが、これは出水時にどういう状況かというのを現場で調べたもので、台風11号の出水のときに浮遊物質（SS）が、上流から下流にどういうふうに変化していくかということ調べたものです。調べた地点は出水時のピークに近いところで採水を行

っておりまして、高山ダムで500mg/lの浮遊物質が下流域の加茂で1,200mg/lになり、飯岡で800mg/l、さらに八幡で600mg/lといったデータがとれましたものを掲載いたしました。

次に45ページですが、これは土砂を下流へ流すことができる砂防堰堤いわゆるスリットタイプの砂防堰堤ということで、真ん中の表ですが木津川関係で堰堤が109基あり現在3基そういう堰堤があります。26年度はさらに1カ所整備中ということで太良路川堰堤になります。これがその写真で、このようなダムを写真から引き出して図の黒丸の位置になりますが、青蓮寺川の流域で整備中という状況です。

46ページですが、河川環境モニタリングの状況です。淀川の下流の方では淀川環境委員会、上流の方では木津川上流河川環境研究会、というところで学識の方からご指導をいただいております。ちなみに淀川の方では、木津川の堤防強化の工事におきまして保全すべき固有植生を再生するという取り組みを実施しております。これは次のページにあります。木津川上流の方では樹木とか魚道とかの関係についてのご指導をいただいている状況です。

48ページは、木津川の下流のところでは環境委員会からご指導いただいている取り組みで、堤防の表面に地域の固有の貴重な植物がある場合には表土の保存というのをやっております。表土を剥ぎ取って一時保管し、堤防強化の工事が終わった後に、その保管していた表土を再度堤防の表面に戻す、このような取り組みをご指導のもとに行っております。なお、表土に外来種がある場合はその表土を処分するというやり方をしております。

49ページですけれども、木津川上流におきましては高水護岸のところは緑化ブロックを用い、低いところについてはオオサンショウウオに配慮した魚巢ブロックを使ったりしております。

次に53ページに行きます。河川管理者以外の者が設置する施設に対してですが、これは河川保全利用委員会の方でのご指導いただいております。木津川下流で1回委員会を開催いたしまして、委員の先生方に現地視察をいただく中で設置に当たっての考え方、ご意見をいただいております。河川らしい利用推進とか過剰利用の注意とかのご意見をいただいているところです。

54ページは、河川環境の人材育成の取り組み状況です。26年度は、多自然川づくりの会議を1回整備局で開いておりますが、この会議には地方公共団体の職員の方とか民間技術者の方も参加いただいて人材育成について取り組んでおります。

最後55ページですが、流域関係の流域管理に関係するところになります。木津川では土砂環境検討会が設置されておりまして、その中で土砂の問題、河道の問題について検討

いたしております。課題となっておりますのは河道の二極化や濘筋と陸地部の固定化とか、たまり・ワンドの環境変化、それと河川敷の樹林化、こういったところの課題があるというところで改善に向けた取り組みを現在進めているところでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○中谷委員長

説明、ありがとうございました。

それでは、河川環境、木津川の部分についてのご質問なりご意見等をこれから伺っていかうと思います。委員の皆様、いかがでしょうか。

質問です。イタセンパラのところ、19年にはおったということでしたが、それまではどうやったのか、19年だけたまたま見られてたのかとか、その辺はいかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 梅田）

木津川ですけれども、19年に4匹確認されていますが、それ以降は現在までも確認されておられません。

○中谷委員長

小川委員、何かコメントいただけますか。

○小川委員

失礼します。小川です。木津川はイタセンパラの調査フィールドでしたので、補足させていただきます。

昔の木津川はタナゴが生息できるような環境ではなかったんですが、だんだんと河床低下が進み、その環境変化の中で、1991年にイタセンパラが初めて見つかりました。これは新聞に取り上げられるほど大きな話題になりまして、私は1993年から調査を始めました。94年、95年あたりは、下流の淀川よりも生息数が多い時代がありました。イタセンパラがたくさんいた時代の淀川の河川環境をよく御存じの方と一緒に調査をしましたが、その時の木津川は、昔の淀川の環境に非常に似ていたということでした。そのような環境の中でイタセンパラが増殖したのです。

1997年ぐらいまで継続的に調査をしましたが、残念ながら報道されたことが密漁を招く結果となり、生息数を減らしました。最終的には、環境が悪くなって、今おっしゃったように2007年が最後の確認になりました。イタセンパラの生息状況は仔稚魚を調べるのが一番正確にわかるんですが、残念ながらその後は全く確認されませんでした。

ただ、3ページにありますように、シロヒレタビラ、カネヒラというのは非常に近縁種

なんですね。ですから、イタセンパラが生息できる環境は、ある程度は維持されてるというところですが、残念ながらイタセンパラは見つかりません。淀川でも減少してますので、なかなか難しい生物種ですね。以上です。

○中谷委員長

ありがとうございます。今のお話の、例えばシロヒレタビラなりがいる場所は多分木津川筋に満遍なくということではなしに、結構限定されてるんですね。ここでまた議事録がホームページで公開されると、どこにおるみたいなことになってしまうとまずいですが、今のお話を聞いてて、淀川に元々居たんですが、それが今のお話の場所が淀川にかなり近い場所で、移動でそこへ棲み付けるような場所やったということなんですね。ありがとうございます。

他に、委員の皆様、ご意見・ご質問等どうでしょうか。

○古市委員

古市です。

21ページに、井堰の連続性の確保、「河川の連続性の確保」と書いてあるんですが、ちょっとお聞きしたいんですけども、施設数が95で遡上可能が35で、不可能が60というふうに書いていただいているんですけども、全く当初からそういう不可能なのか、あるいは例えば河川の事情によって不可能になったのか、その辺をちょっと知りたいと思います。それであれば、またやはり可能にするような施策が必要ではないかというふうに思いますが、ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 梅田）

こういう堰とか土留めとかが流域に多数設置されておりますけども、設置された当初から配慮しているものもあると思われませんが、例えば20ページのところの赤色で塗っているようなところは最初から遡上できないような構造として設置されているものも多数あるということです。主にそういうところの改善に取り組むということで、設置されていたものが途中から遡上しなくなったというよりは、最初の段階でそこに遡上ができないような構造として設置されているということだと思います。

○古市委員

はい。

○中谷委員長

よろしいですか。他にいかがでしょうか。

ハード整備の点で今、落差工なりの話が出たんであれですけど、先ほど護岸の説明をしていただいたときに58.4キロ右岸って、これは今の20ページの絵を見てますと、柘植川の合流点ぐらいになるんですかね。20ページの数字を書いているのは距離ですね。丸（○）数字は堰の位置ですけど、あとの。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 梅田）

数字は距離標です。

○中谷委員長

距離標ですね。ですから、今申し上げたオオサンショウウオに配慮してる例というのは、柘植川が合流してくる、今の木津川本川の58キロ。先ほどの保護池があったのは、川上ダムの関係ですよ。その58キロ地点でも特に配慮しているというのは、何かいたという経過があってそういう配慮をされているんだと思うのですが、ちょっと余談になりますけど、鴨川では何かオオサンショウウオのDNAを調べると、日本産と中国産とかなり交ざっているようなこともありで、今保護池におけるオオサンショウウオの遺伝的などところとかその辺はどうなんでしょう。今ちょっとわかる範囲で。

場所で護岸整備してるのは確認してやっているのかということと、保護池の中に、前、見せてもらおうとたくさんおったと思うんですけど、その辺の遺伝的などを調べられているのであれば、ちょっと教えていただければと思いますが。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 事務所長 森田）

20ページ、もしくは先ほど護岸の整備で58キロということで、ご指摘のとおり木津川の上流のちょうど柘植川と合流するあたりの箇所の上流の右岸の絵はそここのところでございます。

オオサンショウウオにつきましては、三重県と奈良県の各教育委員会で特別天然記念物の保護管理指針というのを定めておりまして、そこでの調整会議だとか、あるいは我々の環境の先生方のご相談も含めまして、しかるべきところでやる時はどういった工法で、どういうふうな施設でやっていくということをご指導いただいて、それに基づいて今回もその工事をやったということでございます。

オオサンショウウオの遺伝については、私もちょっと資料がございませんけれども、おっしゃったとおり、一部については中国産なりの混ざった種がいるところと、そうでなくて純血種がまだいるところというのは、ある程度調査ではわかっているようです。

○中谷委員長

ありがとうございます。今の58.4キロ、そこはさっきも言いましたように結構な数が確

認されてて、そういう手当をしているということなんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 事務所長 森田）

重点的に数の多いところと、必ずしもそうじゃないんだけどそれなりに生息しているというエリアと、少ないエリアに区分けされてたと思うんですが、ここがちょっとどういう状況だったか、今すぐには資料なくてお答えできないんで、申し訳ありません。

○須川委員

21ページあたりから22ページ、それから23ページあたりの横断物のまとめは、一連のものとしてわかるのですが、魚が自由に遡上できるようにという視点でどの程度の横断物は今後改善が可能かという見極めを多分しておられて、どんどんやっていこうという姿勢を示しておられるのだと思います。それで、どうしても難しいというものは最後に残るでしょうけれど、ある程度多少の小技を効かせれば実際に直せていける部分もあるわけで、それがどういうふうに年度別に進んでいったのか。

例えば、先に100あったのが、だんだん年度を追ってこういうふうに改善していきました、今後こういう見通しでここまでは多分やれると思いますとか、何かそういう文脈で語っていただくと姿勢がわかっていいと思います。大体の数はいろいろ出てきてるんで、ちょっとそういう姿勢が判る工夫をされると良いと思います。

それから、木津川の場合は本川自体はあんまり邪魔なところはなくて、やっぱり支川ということなんで、支川そのものが本来もっとつながるようになるということが魚の観点から大切だろうけれど、それは見通しとしてはここまではできるけれど、ここは——どういうふうに表現したらいいのかわかりませんが、工夫して見通しを表現いただければと希望します。

それから、先ほど、オオサンショウウオのための逃げ込めるような場所の設置の話がありました。そういう話は、実は一般的に、別にオオサンショウウオ様だけじゃなくて、魚とかそういうものも、やっぱり河川構造物が逃げ込めるような場所をどんどん潰した工事だとやはり問題があるわけで、そういう点の配慮とか、実際にいろんな工法もされてる例もあると思うんですが、その総量が気になります。オオサンショウウオだけがぼっと出てくるのが気になります。

そして人工構造物じゃなくて河川のへりにそういう逃げ込めるような、水に浸かったような植生帯が残っているかどうか、あるいはそういうのをばさっとやってしまうのか、そういうことによっても河川の形状というのはすごく変わってくるわけで、自由に遡上で

きるか、逃げ込める河岸環境はあるのかという両方の観点からどうなってるかというのがぱっと掴めるようになってくるといいと思います。表現法はいろいろとあると思いますが、河川横断物の資料をまとめて出していただいたので、ちょっとそういうことを感じました。

○中谷委員長

ありがとうございました。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 梅田）

20ページの、遡上可能な状況の経緯と今後の見通しとかどの程度できるかとか、全体的話になりますがちょっと見てみたいと思います。いろいろな管理者がおられ、関西電力さんが管理されてるところで働き掛けをしているのもありますが、全体でどの程度最終的にできるかとか、もともと遡上可能な形で設置されてるのがどれぐらいあるのか、ちょっと中身を見たいと思います。

○中谷委員長

上田委員、どうぞ。

○上田豪委員

再びオオサンショウウオの話なんですけど、以前に現地視察をこの8月にしたと思うんですけども、そのときの説明で、オオサンショウウオを川上ダムの関係で救出作戦して移動さすという話がありました。そのときの話として、個体数の少ないところが上流の方にはたくさんあるので、そこに移して生息を確保したいというような話があったと思うんですけども、他の情報もあると思うんですけども、それだけ聞いてたら私は、いてないところにはいてないだけの環境が整ってないという理由があって、崖に人が住めないのと同じでそういうことがあるのと違うかと。それでは、少ないからそこへ移すというのは非常にしんどいなという具合には思うんですね。どういうことが根拠でそれを言われたのかわからないんですけども、ダムの管理事務所の所長さんだったと思うんですね。

それで、今見たら、この4ページに人工の巣穴を造るということなんですけど、こういうことを上流の方で工事するとか、あるいはどういう手だてを施しながら少ないところへ持っていくのか、個体数の把握はされてると思うので、上流の方へ移すとしたらどれぐらいのこういう巣穴を造らないかんとか、あるいはそれに関連して他の環境も潰したらあかんぞという話があったと思うんですけども、その辺のことについてちょっと。オオサンショウウオという話ですので、我々はほんまに一般的な定性的なことしか僕らは聞いてないので、ちょっと量的に教えてほしいなという具合には思います。

○河川管理者（水資源機構 川上ダム建設所 所長 加納）

川上ダムの加納でございます。

現地を見ていただいたときに、上流に移転するというお話をさせていただきました。上流は生息数は少ないんじゃないかというようなこともあるんですけども、一応今おっしゃられましたように、全て上流についてもオオサンショウウオの生息状況をまず調べております。やはり多少、場所によっては多い、少ないはございます。ただ、これまでいろいろ調査しまして、オオサンショウウオがすむ環境として特段何か劣っているとかいうようなことは特にないだろうというふうに判断しておりまして、そういったところに移転をしていこうというふうに考えております。

ただ、恐らく例えば棲家が少ないんじゃないかとか、あるいは小さな井堰が幾つもあるんですけども、そういったところで移動が妨げられているんじゃないかというようなことが考えられますので、この資料の4ページにありますような人工巢穴というものを幾つか置いていこうということを考えております。また、小さな井堰で段差のあるところに、先ほど高岩井堰で、魚ののぼりやすいようなということで簡易なやり方が示されておりましたけれども、例えばそういったような、段差を少し解消するようなことを行う、いわゆる遡上と我々は呼んでますけども、そういったことを少しやってあげることによって生息環境をよくしてあげる、こういうことでオオサンショウウオが継続して生息していけるんじゃないかというふうに考えて、これから取り組んでいこうと考えているところでございます。以上です。

○上田豪委員

ありがとうございます。

あと、その際の上流へ移転さす個体数、量的な問題なんですが、巢穴を造ったり、それから段差を解消したり遡上しやすいようにするという事なんですが、例えば100匹ほどを上へ上げたとしても、それに耐える環境が20しかないとならば1年、2年、3年たつうちに20に落ち付くということがありますので、そういうことについてのモニタリングというよりも事前調査が非常に重要やと思いますので、ぜひそういうこともしていただきたいし、移転させる個体数、量に合わせた工事ということをお願いしたいなと思います。

○河川管理者（水資源機構 川上ダム建設所 所長 加納）

ありがとうございます。

今おっしゃられましたように、移転したらそれでおしまいではなくて、移転した後の状

況もモニタリングをしながら、場合によってはもう少しいい方法があるかもしれませんので、そういったことを考えながらこれから移転を進めていきたいと考えています。

○中谷委員長

よろしいですか。はい。ありがとうございます。

他に。松岡委員、どうぞ。

○松岡委員

42ページのことです。少し気になりますので、お聞かせください。

河床変動、堆砂の話なんです。ダムそれぞれ、予定よりもかなり堆砂してるという原因は、何か大きな原因ってあるんでしょうか。それとも、地質的な問題なんですか。ちょっとやっぱり気になる点なので。

○河川管理者（水資源機構 関西・吉野川支社 副支社長 森川）

水資源機構の森川でございます。

42ページを見ていただきますと、目安堆砂量、これは100年の計画堆砂量をずっと均したものです。ただ、実際に堆砂の状況といいますと、大きな出水のときにたくさん入ってくるということもありまして、実際には大きな出水があるときに急に増えるというのが一般的なパターンだと思います。ですから、均していくとだんだん平均的にはなっていくとは思いますが、ただ古いダムというのは、やはり堆砂の容量を計画するときのデータも少ないということもありまして、古いダムほどそういった精度は低いという傾向はあるかとは思っています。

多分その2点、データが余りない古いダムの計画であるという点もあるでしょうし、あるいは大きな洪水が入ってきたときに大きく増えるという不連続性の影響もあるだろうと思っております。

○松岡委員

その点なんです。天ヶ瀬ダム80%って、これは危機的な関係じゃないかなと。44ページの一番下の欄だと思いますが、約80%となってるんですが。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川ダム統管理事務所 所長 河南）

淀川統管の河南でございます。

今、松岡委員ご指摘のとおり、44ページの天ヶ瀬ダムの計画堆砂量600万に対して80%ということでございます。当然のことながら監視も含めて、既に今年度からわずかではございますが、排砂を始めております。今後、より計画的にというか、何とか加速をして適

正なダム管理ということでやっていきたいなというふうに思っております。以上です。

○松岡委員

ちょっと間違いがあるとあかんで、もう1点だけ教えてください。

ダムの貯水している段階で、上限と下限との落差というんですかね、これはどんな感じなんですか。ダムごとに多分違うと思うんですが、ダムの中に、僕の知ってるダムに関しては落差が十何メートルあるっていうダムがあるんです。そこの堆砂なんてすごい一気に崩れていくというのを目にしてたんで、そういうなのと関係があるのかなと思ったので質問させていただきました。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 梅田）

落差ということで、洪水期は6月の半ばから洪水に備えて貯めていきますが、非洪水期になると満杯まで貯めようということになります。その間の差ですよ。貯水時の差があり、貯水池の水位が変化するというのでダムの貯水池の法面やそういうところの緑化対策の取り組みも実施しております、若干水位が上下しますので土砂の問題とかもあるため法面緑化ということで取り組んでいます。植生をしてもやや着きが悪いという状況はありますが、一応取り組みとしては問題意識を持っていますので一部のダムでやっております。

18ページをお開きください。18ページのところの指標そのものがダム貯水池の斜面裸地対策ということで、木津川上流ではありませんが下の「進捗の状況」のところになります。これは天ヶ瀬ダムになりますが、裸地対策の試験施工を過去に実施して現在そこで植生がちゃんと定着してるかという実験をしています、やや定着度が悪いので現在取り組み方法を検討しているという状況でございます。

ご指摘のところについては、十分問題意識を持って取り組んでいきたいと思っております。

○松岡委員

よろしく申し上げます。

○中谷委員長

よろしいですか。他にいかがでしょう。

はい、どうぞ。上田委員。

○上田委員

外来種の問題です。8ページにヌートリアの記事が出ていまして、名張市の記載があるんですけども、市の方で被害を受ける者や地域が、狩猟免許がなくても届け出を提出す

ることで捕獲に従事できるような施策を行っておることが書いてあります。私の住む寝屋川市の方でも、淀川の関係で淀川の施設への被害というのは報告されてなかったんですが、環境への影響があるということで市の方で許可を出してとっています。ここでは54頭ということで名張はそういう具合になってるんですけども、こういうことを淀川事務所でやろうとすると、堤防とか関連の施設への影響ということがない限り、なかなか前へ踏み出せないということがあると思うんですけども、このような関連の市町村と連携する中で促していくと、いろんな法律の障害があるわけですけどもその辺は横並びで連携することで一定解消できるんじゃないかなと思いますし、そういう方策が見えてくれば、NP Oなり市民も動くということになってくると思うんですね。ちょっと八方塞がりの感がありますので、ぜひその点努力していただきたいなという具合に思います。

それから、12ページの外来種対策の実施状況というところで、「外来種問題の啓発内容・啓発活動参加者数（全域）」ということで全域の取り組みなんですけれども、猪名川、淀川ダム統合、淀川河川事務所ということがあるんですけども、実際、外来種駆除は我々もやってるんですけども、このような記載以上にやってるんじゃないでしょうかね。外来種駆除の問題は、ちょっとやったよという事実の表示だけでは一切問題解決しないで、取り組みの当初のときであれば、「こんなこともやり始めました」ということでいいと思うんですけども、どれだけのことでやれてるのかというようなことを表していただきたい。量的な問題だけじゃなしに駆除活動を集中してやらないとなかなか成果が実感できないということで、何ぼとったと言ってもその後にもまた生えてくるというイタチごっこが起ってます。そういう意味では、もう少し把握してほしいなあ。

淀川のところを見ても、イタセンパラの問題が出てますけれども、外来種、外来植物の関係なんかは全然出てないですけども、私らがやってるところでは定期的に毎月1回やってまして、大きな90リットルぐらいのゴミ袋で数十ないし20ぐらいというのが毎月獲れてるというのがあって、植生も変わってきているというのがあります。そういうことを例え狭いところでも発信するという事は非常に大事なことで、他の人たちが駆除をやるかという気になってもらうための事例にね。今日の一番当初にありました追加意見の中にもありましたけども、市民が川づくりにどういう形で関わっていくかという方向を向いた中で、こういう情報発信をしていくことは非常に大事ななという具合に思います。よろしくお願ひしたい。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 梅田）

最初のヌートリアですけども、以前に、堤防にちょっと穴を開けるということで河川事務所で捕獲した例が1回だけあります。その後は実施例はありませんけども、木津川でもヌートリアがいると。淀川のワンドにもいますけども。イシガイとかを食べられるので、イタセンバラの卵も、そういうイタセンバラの生息にも影響しているという状況があります。それと、一般住民の方からヌートリアを駆除してくださいということで事務所の方にも問い合わせが来たりもしてるんですけども、どういう対応をするかですね。河川事務所は、植物とか魚類はやるんですけども、今まで哺乳類を駆除するというようなことを余りやってなかったんで、その辺を自治体とも相談してどういうふうに取り組むかというのを検討する必要があるかなと思ってるところです。

それと、外来魚です。これは河川の美化活動のときでも河川協力団体制度ができて把握してみると、ちょっとぐっと増えたりした事例がありましたけども、多分外来魚の関係も把握し切れてない面が結構あると思いますので、そういう状況については把握に努めて、できるかぎり実態に近い数字に改めていきたいと思います。

○上田委員

今の植物の問題は10年もやっていて、ずっとレンジャーの報告とかにも全部入ってるはずなんですけれども、こういうところに積み上がってきていない。

それから、ヌートリアの方のことも、ネックになってるのがとった後どのように処分するかということがあると思うんですね。愛護法の関係で苦しみましたらあかんところが最大のネックになって、捕獲してからどこへ持っていくのかというね。麻酔かけるとかいろいろあったり、条件を整えば、その場で処分できる場所もあると聞くわけですけども、鳥獣保護区とかの関係でできないということだと思ってるんですね。だから、そこらでぜひ、捕獲後の処分について保健所とか入れたルートを一急に整備していくということが必要なんかなという具合に思います。それは行政の方で動かないと、環境委員会の話を聞いていても、なかなか法律がこうなってるからというところで止まってしまっているという具合に思いますので、ぜひ動いていただきたいなという具合に思います。以上です。

○須川委員

これはもう前から何回も言ってることなんですけども、生物多様性の方も別にイタセンバラだけでなく、淀川流域にレッドデータ種がたくさんいるわけで、それは何なのか、そしてその中でどの種を今重点的に保全計画をつくって進めているのか、こういう計画に基づいてやっている、その中のイタセンバラはこうなんですとかいうふうに話をさせていただかな

いと、イタセンパラがこうですとか、ヌートリアがこうですと言われてもわからないです。

外来動物も、淀川流域に関わる外来生物はたくさんいます。その中で法的に国が特定外来生物種指定しているものもいます、これだけいますと。その中で我々が力を入れているのがこれとこれであるとかそういう話が抜けていると思います。

それで、今、上田豪さんが言われたのも、例えばアライグマとかヌートリアは、市町が特定外来生物指定をして、わなで捕獲はしてもいい。その場合、行政担当者に連絡すれば持って行って、その市の安楽死とかできるセンターへ収集するという枠組みをつくらないとうしようもないわけですね。だから、そういうところもちろん淀川さんの事務所は連携するだけであって、連携してやっていると。もちろん独自に堤防に悪さするとかいうのだったら独自の対策は必要でしょうけども、そういう話だと思うのです。

だから、問題をどこがどういう分担でどうやる、それから全体としての計画は何かというのをはっきりしていたら、それはもっと筋がわかりやすいのですけれど、ばらばら出てくると、まさにそれでどんな効果があるのかとか、わからないのですよ。外来生物と希少野生生物種の問題だけをとってかなり難しいので、全体として計画的に進めていく。計画は計画としてあります、その成果はこれですと説明されると、私達のが短時間でも納得できると思いました。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 梅田）

例えば外来種に対する法的枠組みとか国の政策とか、国、自治体行政機関の役割分担とかその中の河川の取り組み、そこがわかるようにしてみたいと思います。

○中谷委員長

ありがとうございます。今の須川委員のお話と、そのもう一つ前の上田委員のお話も、やっぱり何とかしていくためには法律的枠組みのところの工夫も要るでしょうし、全体像を見ながらというところも非常に大事かと思って聞いておりました。

時間のこともありそろそろ移りたいんですけど、すいませんが、32ページの図面の確認だけちょっとさせてください。

水質をこういうふうに表示していただくと非常にわかりいいのですが、まず、右の方の「H17～25」というのは17と25の比較ということですね。例えば、一番上の方にある柘植川、25のBODは緑なのでA類型ということでもいいんでしょうか。そういうことで右を見ると、悪くなってそれやったということで、もともと緑よりももっとよかったAAぐらいやったということのをこれは表してもらっているという理解でよろしいですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 事務所長 森田）

はい、ご指摘のとおりです。柘植川ですと、水質改善の右の方のグラフを見ていただくと0.5ぐらい悪くなっている。悪くなった結果においてもA類型は確保されているというふうに見ていただきたいと思います。

○中谷委員長

はい、わかりました。ありがとうございます。

委員の皆様、他にもいろいろあるかと思いますが、ちょっと次のパートへ移らせていただきます。

では、「利水」について説明をお願いします。

・利水（木津川）

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 事務所長 森田）

木津川上流河川事務所の森田です。「利水」からは私の方でご説明させていただきます。資料は3です。

1枚めくっていただきまして、一覧表がございますけども、点検項目が大きく2つございます。各指標は8つありますが、赤で「有り」と書いてあるところについてご説明させていただきますと思います。

2ページ目、「環境に配慮した効率的な水利用の促進」ということで、水利権の見直し、転用の実施状況についてまとめております。「水利権の見直しにあたっては」ということで水色のところを書いておりますけれども、更新の際に、使用水量の必要性について確認を行ったうえで水利権を付与しているということがございますが、26年には見直し行った件数が1件ございまして、木津川で伊賀市水道の関連で、量的にはわずかでございますけれども見直しを行ったという実績がございます。転用につきましては、下の方に書いてますが、将来の水需要が確実に抑制され、あるいは気候変動などを考慮しましても供給可能となれば、転用などを検討するということですが、実績はございませんでした。

それから、次の3ページ目を見ていただいて、「慣行水利権の許可水利権化の実施状況」ということで、これは毎年ご説明させていただいておりますが、淀川全体で42件の慣行水利権がございます。木津川については24件。今年は取水施設の点検等を13件、木津川エリアで行っております。その際にいろいろ働き掛けを行っております。また、申請が出てきた際に少しサポートをしたりというようなことがございましたが、残念ながらと申しますか、26年度中に許可化には至らなかったというのが実情でございます。

次、4ページです。「水需要抑制の実施状況」、指標が「効率的な水利用のための検討内容」ということで、淀川水系水利用検討会が設置されましたということを書いております。これは26年度に設置されたので、今年こうやってお報告する制度でございますが、昨年にも少し、当該年度でしたがお報告させていただいたかと思っております。

検討事項としましては、渇水調整の考え方、あるいは渇水リスクに関する事項、あるいは既存水源開発施設の活用に関する事項などを検討事項としております。構成機関は、整備局の他に、経産省でありますとか、各府県、それから大阪市、それから大口の水需要のユーザーであります大阪広域水道企業団、阪神水道企業団などが入っていただいております。昨年度2回の開催を行っております。

26年度は、主に情報交換といった内容で、特に何かを決めたというようなはできておりません。今年度も引き続き議論を進めることとしております。

次のページ、5ページです。「住民・事業者等に対する啓発内容・回数」ということで、これは水資源機構が発表してありますホームページの内容を記載しております。特に、リアルタイムでダム貯水状況などを公表することによりまして、水需要抑制を促すこととしております。通常時はいっばいに水があるんですけども、やはり渇水といった時期には節水に努めていただくというようなことで、こういった行動もしておるところでございます。

次のページ、6ページ、「既存水源開発施設の再編と運用の見直し実施状況」ということで、特に木津川では進捗なしということになっております。例年、日吉ダムが暫定操作を行って、不特定を小さくして放流しているようなことを報告しておりますけれども、特に木津川では実施しないというのが状況でございます。

それから、次の7ページでございます。「安定した水利用が出来ていない地域の対策状況」で、「新規水源の確保内容」というのが指標でございます。右の方の上に、まさに木津川の上流で造っております、川上ダムの進捗状況を書いておりまして、用地取得でありますとか、家屋移転でありますとか、いろいろグラフを書いてます。黄色く塗られている部分が全体に対しての既にできている部分、緑がまだこれから残された部分ということで見ていただければいいのかなと思っております。ダム本体については、まだほとんど緑で未着手状態ということです。利水ということで挙げておりますので、右の方にあるように、川上ダム建設事業に、伊賀市の水道用水として、ダムができた暁には0.358m³/sの取水が可能になるということで進めている事業でございます。

主な工事としましては、進捗状況のところを見ていただきますと、26年度川上ダムで

は県道青山美杉線の付替工事を実施しております。天ヶ瀬ダムについては、今日は木津川ということですので省略させていただきます。

それから、次の8ページですけれども、「湧水への備えの強化」ということで「湧水調整の円滑化への取り組み」、指標は「湧水対策会議の機能拡大」云々ということですが、これは先ほど出てきました淀川水系水利用検討会の状況でございますので、説明の方は省略させていただきます。

「利水」については以上なんですが、続けていきましょうか。

・利用（木津川）

○中谷委員長

そしたら、「利用」も一緒に説明してください。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 事務所長 森田）

続きまして、資料4の「利用」につきましてもご説明させていただきます。

1枚はぐっていただきますと全体の総括表がございまして、大きい点検項目は4点でございます。それらの各指標の方が17項目についてございます。

3ページを見ていただきまして、最初に「川らしい利用の促進」ということで、観点が「川の安全利用施策の実施状況」、指標が「水難事故防止に向けた取り組み内容・実施数」ということでございます。一番上の写真が、水難事故防止の取り組みの広報媒体の事例ということでございますけれども、整備局でこういったポスターを作りまして、各事務所を通じて、出張所でありますとか関係のところにも配布して掲示いただいているという状況でございます。

それから、水難事故防止の取り組み事例ということで、上の方が淀川河川事務所での実施事例、下の方に木津川上流事務所でも実施したような状況がございまして、木津川上流の方だけちょっとご説明させていただきますと、河川レンジャーさんの活動ですけれども、小学生とその保護者を対象にしまして、こういったライフジャケットの着用方法であるとか、着衣のまま川に入ってそういった動きにくさを体験するとか、あるいはプールと違ってやはり川は急に深くなったりするようところがございまして、そういったことの体験を通じて水難事故防止の啓発を行ったというような事例を紹介しております。

それから、次、4ページは飛ばしまして5ページ目を見ていただきますと、「『川に活かされた利用』の実施状況」ということで、「環境学習などの実施内容・回数」についてお示ししております。上の方が淀川河川事務所の事例、それから下の方が木津川上流河川

事務所で実施した事例ということですが。木津川上流の方をちょっとだけご紹介させていただきますと、木津川上流河川事務所管内では、伊賀の上野地区の学習会議と連携しまして、水生生物調査の出前講座というのを行っております。これは職員が具体に行っている事例で、昨年は2回。その他に、レンジャーさんの方の活動の中で、自然観察、水生生物調査等の学習を14回というようなことをごさいます。

環境のそういった学習以外に、これも大きなイベントですので記載しておりますけど、名張クリーン大作戦、これは例年行っているイベントでございますが、26年度の実績を載せております。名張市民約4,700名に参加いただきまして、5,100キロのゴミを回収したというようなこともされています。

それから、次が7ページ目を見ていただきまして、これは「利用」の方からということですが、でも、「陸域・水域移行帯の秩序ある淀川利用に向けて」ということをごさいますけれども、河川保全利用委員会の取り組みということですので、先ほど「環境」の方で説明した内容とダブりますので、省略させていただきます。

それから、8ページも、これは「違法行為の是正内容・不法耕作面積」ということで、これも先ほど「環境」の方で説明した内容とダブりますので、省略させていただきます。

その次のページの9ページ目、これもバリアフリー化の内容ということで、これは前回の「人と川」の関係でご説明しておりますので、これも省略させていただきます。特に木津川では進捗無しという状況でございます。

それから、10ページ目、「憩い、安らげる河川の整備」ということで、「水辺の整備内容」ということをごさいます。最初に出ているのが、昨年度の工事・26年度ではございませんけど、過去の水辺の楽校の整備事業ということで示しております。木津川上流の名張川のさらに支川の宇陀川というところに、三本松というところがございます。その水辺の楽校を整備した状況の写真を載せております。三本松は、近鉄の三本松の駅に近くて、道の駅もございます。そういったところに隣接するところで、こういった子供の安全な環境学習、あるいは川遊びの場として、こういったふうな散策路、あるいは水辺にアプローチを付けるような整備を行っております。写真を幾つか載せておりますけど、上の方が整備前ということでかなり急勾配なところで、なかなか川に近付きがたいようなところですが、整備によって階段を整備したり、あるいは散策路を整備したりというようなことで、地域の子供たちの遊び場、あるいは道の駅に訪れた方々の散策として利用いただいているというところをごさいます。

次のページも、水辺の楽校ということで、これは笠置のすぐ上流の水辺の楽校でございます。前回8月に現地見学会に参加されている方にはご案内したところでございます。笠置、すぐ直下にキャンプ場がございまして、そこからも一緒に利用していただくということで整備したところがございます。これも整備前と整備後ということで少し写真を載せております。一番下のところ、平成26年度にはこういったカヌーの教室が3回開催され、69名が参加されております。それ以外にも、キャンプに来られた方とかが幾らか遊びには来ていただいていると思っております。

それから、その次の13ページにつきましては「小径（散策路）の整備内容・延長」ということですが、これは前回第1回の「人と川」の指標とダブっておりますので省略させていただきます。

その次のページ、14ページ、「迷惑行為の是正内容・対策箇所数」ということですが、特に維持管理、あるいは老朽化によるメンテナンスの必要な箇所が多くて、そういったことをやっております、木津川ではこの迷惑行為のところについては進捗無しということでございます。

それから、その次のページ15ページにつきましては、「ホームレス対応内容・確認数」ということで、淀川河川事務所での対応の状況を書いております。写真も載せておりますけれども、下のグラフもそうですが右の方に、経年に対応してきた人数を書いております。今、木津川管内ではお1人、まだおられるということですが、淀川河川事務所では広大な河川敷に居住するホームレスに対応するために、通常の河川巡視とは別にホームレス対応班を設置しまして、定期的な巡回などなどを行っております、自治体福祉部局とも連携を図りながら、こういった対策を実施しているところがございます。

それから、16ページです。「まちづくりや地域連携の取り組み状況」ということで、これは淀川三川合流部の拠点の整備内容という指標でございまして、これも前回ご説明している内容ですので、省略させていただきます。

その次、17ページにつきましては、「水辺を活かしたまちづくりの取り組み内容」ということで、これも8月の現地見学会で見いただいたところがございます。南山城村のかわまちづくり事業ですが、村の中核施設が集中しているところで、その隣接地域にいろいろと整備をしております。特に、やまなみホール等がございまして、下の方に写真を2枚、活動内容の写真が載っておりますけれども、「京・むらまつり」、これも例年されているイベントですが、こういったイベントでありますとか、シクロクロスイベントという

自転車競技ですけれども、こういったものも例年開催されて活用していただいているという事です。

それから、その次の19ページにつきましては水源地ビジョンの関係ということで、これも前回、「人と川の関係」でご報告させていただいている内容なので端折らせていただきます。

ずっと端折らせていただきます。22ページは水源地ビジョンに絡みまして、「ダム周辺の施設整備内容」ということですが、特に木津川では新しい施設等の整備はなかったということになります。

その次のページ、同じ水源地ビジョンの関係で湖面活用促進の取り組み内容・活用ということで、4枚写真を載せております。木津川上流の各ダムの湖面利用の様子を載せております。

24ページを見ていただきますと、その取り組みについて数量的なものも記載しております。各ダムで実施されました、高山、青蓮寺、室生ということでこういった形で湖面利用が具体的にされているという状況でございます。

「利用」の方は以上でございます。

・維持管理（木津川）

○中谷委員長

説明ありがとうございます。あと「維持管理」の点があるんですが、事務局にお断りですけど、議論が延びれば3回目にちょっと食い込ませていただくこともありかなと思いますので、説明は続けて「維持管理」お願いして、議論はちょっとそういうことでお願いするかもです。よろしく申し上げます。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 事務所長 森田）

はい、簡単に説明させていただきます。

1枚はぐっていただきますと総括でございます、点検項目3つでございます。順次説明させていただきます。

最初に管理施設、特に「堤防等の河川管理施設の機能を維持するための維持管理の実施状況」ということで、このページでは、特に今回の木津川管内について、上段の方は淀川河川事務所が所管する木津川下流部、それから中段のあたりには木津川上流河川事務所の所管するエリアでの補修数、補修の実施状況ということで載せております。堤防、護岸、それから特に堰、水門、樋門につきましては、コンクリートを中心とした土木構造施設と

それ以外に電気機械だとか電気設備ということに分けて、それぞれの要補修数に対してどれぐらい補修がなされたのかということでございます。ご覧のとおり、要補修数に対しまして実施されているものもありますし、残っているところも多くございます。かなり緊急性が高いものから順次実施しているのが現状でございます、直ちにどうこうということがない場合は経過観察とか、あるいは予算的な制約もあるので順次整備していくことというようにしております、こういう形になっております。

木津川の管内でいいますとこのページですし、それ以外淀川全体の数字は次のページ以降に載せておりますが、同じような状況で、数全体はふえておりますけれども、全体数に対して要補修箇所数が赤い点々、それからその中で補修が実施された箇所というのが、3ページですと堤防と護岸、4ページですと堰、水門関係——これは先ほど言いましたように土木関係と電気機械・電気設備関係を分けて実施しております。

それから、5ページ目はダムということで、これは特に天ヶ瀬ダムについての補修箇所数等についても記載しております。

それから、6ページ目からは、ダム機能の維持内容、特に堆砂量ということでございますが、これは数字的なものは先ほどお示ししたとおりです。重複とは書いておりませんが、内容的には重複しております。

7ページの点検結果を見ていただきますと、堆砂量につきましてかなり、先ほどご指摘があったとおり貯まっているものもございます。継続的に監視を行いますし、引き続きダムの機能維持のための排砂の検討も行っていきたいと考えております。特に、木津川上流ダム群につきましては、アセットマネジメントの検討を行いまして、効率的な堆砂処理を行い、ダムの延命に努めることとしております。

8ページもデータが続いております。

それから、9ページですけれども、今度は「許可工作物」ということで、道路管理者であったり、あるいは水のユーザーであったりというところで、そういった許可工作物の状況でございます。これも特に淀川、木津川上流河川事務所管内の部分の部分を載せております。この場合は占有者に対して要補修等についてはご指摘しているわけですけれども、先ほどと同じ状況で、ある程度経過観察をしているもの、あるいは先方の方の予算の関係であったりということで、必ずしも全てが補修されているという状況ではございませんが、順次補修もされているということでございます。

それから、10ページ目が、河道内樹木の伐採内容ということで、10ページ目は木津川下

流のところで樹木伐採等について書いております。そこの文章の右端の方に書いておりますが、26年度は全体で47万5,000㎡のうち木津川管内では約30万4,000㎡の伐採を実施したというのが実際でございます。伐採した樹木に関しましてはリサイクルの観点から、ホームページで周知しまして無償で提供するといったこともやっております。

同じく、次のページは木津川上流河川事務所での取り組みを紹介しております。木津川上流河川事務所でも、写真のすぐ下あたりの右の方に書いているように、26年度は約1万4,000㎡の伐木を行っております。これにつきましては、コスト縮減等も含めまして、右の方にありますが、竹はこんなふうにそろえまして配布したところ、全部皆さんで引き取っていただいたというのが実態でございます。

それから、12ページは今度は堆積土砂の除去の状況ということで、これも木津川上流の堆積土砂の状況を写真で載せております。約2,000㎡の土砂を除去したというようなことでございます。点検結果のところをご覧いただいて、河道内の堆積土砂の除去につきましては、引き続き定期的及び大きな洪水後に河床変動、あるいは管理施設、あるいは船舶の航行などに影響がありますので、こういった河川環境への影響などから判断しまして、いろんな住民・NPO、あるいは学識者の意見を聞きながら、生物への配慮も行いながら実施しているというような状況でございます。

最後、ゴミの関係につきましては、先ほど「環境」の方で出てきたのと同じ内容ですので、省略いたします。

最後にちょっと早足になりましたけども、以上、「維持管理」でございます。

○中谷委員長

はい、説明ありがとうございました。3つのポイントをまとめて説明をいただきました。

委員の皆様、どこからでもいいと言うと乱暴な言い方になりますけど、お気づきになられたところから結構かと思しますので、ご意見・ご質問等ございましたら、どうぞご発言ください。

○須川委員

「川らしい利用の促進」ということで、3ページとか5ページに、イベントでたくさん集まっている子供たちの写真がたくさんあるんですが、ふだん、いわゆる川ガキというか、川を楽しみに遊んでる人たちがどういうふうにいるのかという実態を把握されているでしょうか。結果としてこういうことをイベントとしてやった、何回やったというのは貴重な記録ですし、トイレとかをきちっと整備しているかどうかということも大切ですが、実際

のところ川で遊びまくってる人たち、子供たちがどの程度いるのかという実態が把握されていないのが気になりました。

だんだんそういった子供たちが大人になっていくと、松岡さんみたいに漁師としてかわられるかたも出てくるのでは。河川は、川らしい利用ということで魚を業としている人もおられるわけですし、その人たちが入漁料を取って釣りに来てる人もいるし、木津川だと、放流アユだけじゃなくて天然アユも釣れるというようなことも話題になって聞いています。何かそういうことが川らしい利用、木津川を特徴づける河川利用かなと思います。宇治川でいうと生業としてヨシズを刈ってる方もおられますけれど、木津川でおられるかどうかは知りませんが、そういう一次産業の方の関わりとか、そういうのもやっぱり川らしい利用なんじゃないか。でも、そういう情報はほとんどここには入ってこないんで、ちょっと気になっています。

それで、私は鳥を専門としておりまして、川らしい利用ということでは、先ほどの方にあつたんですけども、木津川の場合は砂州が多くて、鳥ではコアジサシのかつては集団営巣地があつたりとか、チドリ類がいたり、それがもう減ってるというのはさっきの報告にもあつたんですが、14ページにバイク乗り入れ規制で特に進展はないとあるんですが、木津川に関しては四駆問題というのが以前あつたと聞いています。四輪駆動車が勝手に河川敷の中へ入ってくるのを木津川の事務所がちゃんと入らないような対応もされたという話を以前聞いてるのですが、そのあたり、最近の実態はどうなっているのかということも気になります。

だから、基本的に河川らしい利用、四駆で入ってくるような人にしてみたら河川らしい利用してるんだと言うのかもしれないけれど、そうではないと思います。そのあたりについて、管理者としてどう実態を、ふだんのところを把握しておられるのか、ご意見を聞かせていただければありがたいです。

○中谷委員長

はい、お願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 梅田）

四駆などの危険迷惑行為ということで、河川内での四輪駆動とかモトクロスのバイクとか、あるいはゴルフのスイングですとかいろいろありますが、事務所の方では危険迷惑行為の防止キャンペーンということで淀川の管内全川に渡って活動し、お願いベースにはなりますが取り組みはずっと継続的にしております。

それとふだんの川ですね。こういうイベントで来られて何人来ましたというのはありますが、そもそもふだん川で何人遊んでるかとかいうことでは大阪府域内であれば、河川敷が淀川国営公園になっているので公園利用者という形で把握したりするのは可能ですが、上流域のいわゆる自然的な川の中でどれぐらい、というところの把握はなかなかできていないことについては課題であると思います。

○中谷委員長

はい、ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。はい、志藤委員、どうぞ。

○志藤委員

関連してなんですけれども、「利用」の6ページのところに、「川に活かされた利用」の実施状況ということで、学習が非常に活発に展開されているという報告がされておるんですけれども、その中で木津川河川事務所の中の上野生涯学習会議というのは一体どういうものなのかなというのをちょっと教えていただきたいというのが1点目です。

それと、各河川の方でも河川レンジャーの方が積極的にいろいろとこういう学習会というのを開催されておられるんですけども、計画化というのが何かされているのか。計画化というのは2つあって、回数に関する計画化と内容とかというものに対する計画化とかは、計画の委員会ですので、何か発展形態みたいなことを目指してやっておられるのかなあと、このことを教えていただけたらいいかなと思いますね。

ちょっと余談になるかなと思いますけど、先ほど須川先生の方でおっしゃっておられましたけど、これに参加されてた方が例えば今度は実施主体の方に転換して入っていったというような、いわゆる質的な転換とかいうのが、やっておられる中であったのかどうかということも教えていただけたらと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 事務所長 森田）

上野生涯学習推進会議でございますけれども、これはゆとり教育が始まったときに当時のPTAの会長をされてた方が旗振りされて、土日に子供に対していろんなことを教えるような活動をされたのがきっかけで、今もその方が主催されてこの生涯学習推進会議というのを持たれてずっと継続的になされている、NPOでもないんですけども、個人的にそういった会議を皆さんを集めてされてるような機関だというふうに聞いています。そこを協力してこんなことをやったということです。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 梅田）

河川の活動ということで、レンジャーの場合ですと、活動内容は各出張所単位で設けている運営会議のところで、年間の活動計画とかを決めて実施はしてもらっている状況にはあります。

それと、いろんなレンジャーさんが主催されるような活動の参加者が指導側に回るということは、多分レンジャーさんもかつて参加されたり、実態としてはあるんだろうと思うんですけども、ただ、きちっと、今ご指摘いただいたような観点で整理把握はちょっとできてませんので、検討してみたいと思います。

また、河川利用団体の申請と指定というのが別途ありますので、そういうレンジャーとともに協力団体ということで、通常のボランティアベースとか河川の自由使用のベースで川の中で活動されている方もいますけども、より管理者側に近い立場で活動されるというパターンもありますので、法改正もされてますので、そういう活動も今後、指定を受けてふえていくんだろうというふうに思ってます。期待もしています。

○中谷委員長

はい、亀井委員。

○亀井委員

亀井と申します。

名張クリーン大作戦の中身をちょっと知りたいんですが、これは名張市内全域、市街地も含めてのクリーン作戦で、河川敷もやるというタイプですか。それとも、河川敷の、名張市が隣接している木津川一帯のお掃除の日なんですか。

それと、国交省がそれに対してどういう援助をしているのか、ゴミの処理はどうされているのかもお聞きしたいんですが。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 事務所長 森田）

まず、河川だけかというところではなくて、河川のエリア以外、いわゆる市の部分も含めてやっただけというふうには思っています。

ゴミの処理につきましては、市の方でかなり集めてやっただけなんですけど、国交省の方も少し協力しまして回収したり、どこかに運んだりというようなことについては少しお手伝いをさせていただいています。

○亀井委員

回収のお手伝いだけで、処分の方は、経費的なものを含めて関わっておられないんでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 事務所長 森田）

私の記憶では、処分はなかなか難しく、市もやっていただいているので、市の方の処分のところまで運ぶとかいうところのお手伝いをしたいと思っています。

○亀井委員

そうしましたら、もう少し突っ込んで聞きますが、当日使用するゴミ袋とか広報に使うPRのチラシ等の製作も、市が主体になってやっておられるということでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 事務所長 森田）

そうです。

○亀井委員

ありがとうございます。

もう1点、質問がありまして、川らしい利用法じゃない方の中身についてちょっと。今までのこの文にはどこにも見当たらなかったんですが、不法で住んでおられる方の移動とか、ゴルフをやってる方、ゴルフ場に近いようなグラウンドを造り上げて、クラブを振り回してるだけじゃなくて、そういうもの。それ以外に球技にはっきり使ってもらえるであろうというような河川の利用の仕方、逆に言うと、草地を全部グラウンドにしてしまってるようなことは、木津川管内ではないでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 梅田）

淀川本川ですと河川敷というのは国営公園の区域と自治体とか学校、沿川の高等学校とかがグラウンドを占有して使っているケースと、残りは自由使用ということになりますが、自由使用のところを若干グラウンド化しているようなところは淀川本川ではないわけではありませんが、その辺は解消しようという取り組みはしています。

木津川はグラウンド化というよりは、むしろ自然の状況で樹林化が進んで樹木が繁茂したり外来種のアレチウリとかが繁茂したり、どちらかというともそういう状況が見られます。

○亀井委員

ありがとうございました。

○中谷委員長

はい、他に。平山委員、どうぞ。

○平山委員

「利用」の3ページと5ページで、取り組み内容と実施数というのを指標に挙げている

んですが、先ほどの上田委員のコメントにもありますけれども、これだけじゃないんじゃないかという感じがいたします。全部を把握するのは難しいですが、わかっていることから追加していくという方法もあると思います。

例えば、琵琶湖河川レンジャーの拠点になっているウォーターステーション琵琶というところは、いろいろな団体さんが利用されています。そこでは、活動を把握されているのに、カウントされないというのはもったいないように思います。まずはどこかの施設ですとか何かの制度を登録されているところに、こういう取り組みをするときはご一報くださいという呼び掛けをして、待っていて情報が集まるような工夫があるかと思いますので、されてみてもいいのではないのでしょうかというご提案です。

話は変わりますが「利水」の3ページなんですけれども、許可水利権化ですが、働き掛けはしていますがなかなか難しい状況なのではないかと思います。それは許可水利権化するメリットが権利所有者にとってわかりにくいといいますか、手続きの面などでサポートをされているということなんですけれども、なかなか許可化にはつながっていないといいます。今後も働き掛けを行っていくと書いているんですけれども、2年経っても5年経っても増えないんじゃないかという心配があるんですが、どのようにお考えか、教えてください。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 梅田）

1点目の川らしい利用の状況とかの把握ですが、全体把握は難しくても把握できるものはデータ情報として掲載したり、一報をいただくなりなどの取り組みをすることにより把握できるというご提案だと思いますので、そういう方向で取り組んでみたいと思います。

2点目の慣行の許可への切り換えということですが、メリットで管理する側ではより正確に管理したいというのがありますが、慣行水利権で水利用をされている方に引き続きご理解いただくようお願いしていく、ということしか難しいのではと思っております。

○平山委員

これまでに許可水利権化された事例お見せして働きかけていくということでしょうか。難しい事業と思っています。コメントです。

○中谷委員長

上田委員。

○上田委員

その関連なんですけれども、余り詳しいことは知りませんが、慣行水利権という今までこれだけ水を取れるようになっていた、構造的にもそうになっていた、今は、そういう構

造でないし、取水量も必要ないと。許可化に際して、何が一つの根拠になるかという農地ですね。農地が、どれだけの面積が減ってきてるのか、だから取水量をこれだけ減らしてもいいのではないかとと言っても、水利権は、各市町村等のある意味の利権ですのでがみ付くというのが実態やと思います。なかなか言いにくいから所長は言いませんでしたけど、そういうことなんです。

そこで、やっぱりちがいが明かないのは明かないのが実態だと思います。ただ、僕が前にもお話ししたように環境用水の権利ですね。環境用水が必要であれば、見直しの中でそれも上乘せしてやることができますよとかいう、新たな提案とセットにしながらやっていくというのが一つの方法かなあという感じはします。もともと僕が淀川本川で聞いているのは、慣行水利権の問題は下流の新淀川の方の放流水の問題が非常に、大川の方に流すのはちゃんとあるけども、下流の新淀川の方は余剰水を流すみたいな感じでしかないという話です。それだけを問題にすると、今度は上流の方の環境用水にあてがって欲しい分がなくなってしまうということになって、それもあるから、市町村が頑張ったら僕らも黙ってしまうということになってしまうので、そうじゃない新しい形でやられていったらいいのかなという具合に思います。

○中谷委員長

はい。所長、ありますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 梅田）

環境用水とかというご意見ですのでご意見として承っておきたいと思います。それと慣行水利権の場合は、農地が減ったりしても例えば取水口を統合して合理化するとか、何らかの事業をするタイミングに合わせて許可に切り替わるというのはあるかと思いますが、いまの状態を実態としてなかなか難しい状況ではありますが、こちらとしては引き続きお願いはしていくという姿勢でやっていきたいと思います。

○中谷委員長

ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川環境課 課長 今須）

環境課長ですけども、慣行水利権については確かにお願いベースということになってしまいうんですけども、一応慣行から許可化に替えるときに申請書を新たに作成していただくのですが、その申請書を作成するに当たって必要量の算出等をしていただかないといけな

いということで、田んぼの面積、それから田んぼに水を張ったときどれぐらい浸みこむかという減水深を出さないといけないんですけども、その辺の手続的なものが非常に、大きな土地改良区さんなんかですと委託等をかけられるんですけども、どうしても小さい個人的な農家の方ですと、そういう手続的なことも非常にめんどくさいということで、ここに書かさしていただいている分についてもそういったところにもサポートをさせていただいているということなんですけども、そういった手続が壁になってなかなかしていただけないというのがございます。

ちなみに、今、木津川で1件、実は申請をいただいておりますんですけども、さっき言った申請書の不備等をいろいろとこちらからサポートさせていただいて、アドバイスをさせていただいてちょっと修正をしているところで、なかなかまだ許可まで至っていないんですけども、間もなく許可になる予定でございまして、少しは進捗しているということでございます。

○平山委員

失礼しました。

○中谷委員長

はい、ありがとうございます。今のお話のとおり、なかなか今まで取れてたやつをとというのは、まあまあ、地元の方々にとっては難しいなあという考えがありがたいようで、初めに「環境」の20ページところで、堰とかの絵を全体で描いてもらってましたけど、例えば落差がありまっせ、いやここは慣行水利ですわと。資料の見せてもらい方なんですけど、例えば「利用」のところでは慣行水利の話が出てということで、要は図面に表すときに、堰がこれが堰ですよ、こいつは慣行水利の分ですみたいところがぱっとわかるといいのかなと思っておりました。

許可水利に切り換えるのは、私も経験があるんですけど、何がしか工事があってやり替える必要があるというようなタイミングとかですね。なかなか現状のままで済ましてしまうところを許可水利にというのは、現実にはなかなか難しい面があると思いますけど、1個進捗するということですので、やりようによってはちゃんと切り替わっていくということですね。

先ほどの亀井委員のお話の関係でして、別紙で私ちょっと前回分で書いた意見、量とかを把握をしましょうよということなので、先ほど、何千人出て全体で五千何キロでしたか、そういう数字を示してもらってるんで、これは多分ここへ積み上がってくるデータがある

と思うので、それをご紹介いただければいいという趣旨の意見です。何かそういう数字を掴むために新たに何かをするということではなしに、あるデータ、こういうデータが集まって結果として、書いてもらっている何千人、5千何百キロというその辺を示してもらえればいいかなというところでもありますので、よろしくお願いします。

あと、「維持管理」のところなんですけど、要補修箇所を補修しましたというこれだけを見ると、ほっとくんかいなみたいなことになるので、何かしらもうちょっと説明を付け加えていただくといいのではないかなと思ひまして。ほっといたら次の出水期に支障があるでみたいなところであれば、とにかく金を確保してやり切ってもら必要がありますので、その辺と経過観察、様子見ますわというような区分ですね。要は、要補修箇所にカウントされている中で残ってまっせというそこら辺の説明も、今の段階ではこれでいいんだというようなことがわかるような説明にしてもらえるといいのかなというふうに思ひました。

あと、委員の皆様、他、意見、ご質問等、どうでしょうか。

初めの方の「環境」の質疑が私の進行がまずくて、予定の時間に来てしまいましたので、前回にもありましたように、お気付きの点、またこの点はどうかというようなことがありましたら、また別途事務局の方へお知らせいただくということにさせていただきますよろしいでしょうか。ということで、またお気付きの点等がありましたら、事務局の方へメールなりでお知らせをいただきたいと思ひます。

3回目に関しては、指標なり進め方なり点検のやり方なりの議論になろうかと思ひんですけど、今日傍聴の方の意見を聞く前にちょっと先走った話かもしれませんが、何か資料的なことは事務局の方で考えていただいておりますでしょうか。3回目、議論するとき、丸々白紙の状態ですあどうやという、今までの議論を思い出して議論せよというのちょっと何かなと思ひまして。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 奥野）

一応、木津川と淀川本川・宇治川と桂川と今年で1周しますので、具体的なイメージはまだ検討中ですが、これまでにいただいた意見を集約しましてお示しさせていただきますと思ひます。

○中谷委員長

はい。その点はぜひお願いします。

そうしましたら、本日の議論についての関係は先ほど申しましたとおり、委員の皆様方、

また追加でありましたら別途お知らせいただくということにして、本日の議事のところはこれで終わりにさせていただいて、「その他」という項目が挙がってますけど、何かございますでしょうか。

整備局さんの方から特にないですか。はい。

これから一般傍聴の方からの発言の時間とさせていただきます。ご希望の方、おられましたら、3分程度にまとめていただいておりますが、いかがでしょうか。

おられませんか。はい。

それでは、本日の議事、ここまでとさせていただきます。どうもお疲れ様でした。事務局にお返しします。

3. 閉会

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 矢野）

大変長時間のご審議、どうもありがとうございました。本日の議事録は、事務局の方で取りまとめさせていただきます。各委員にご確認いただいた後にホームページの方に公開させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

次回の委員会の日程は、各委員の皆さんに改めてご連絡を差し上げますので、よろしくお願いたします。

それでは、平成27年度淀川水系流域委員会地域委員会（第2回）をこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

[午後 5時 4分 閉会]